

宇土市武道館施設管理業務仕様書

目 次

- 1 施設概要
- 2 建物管理の原則
- 3 設備管理業務
 - (1) 電気設備保安点検業務
 - (2) 消防用設備定期点検業務
- 4 清掃業務
- 5 その他

1 施設概要

(1) 名 称

宇土市武道館

(2) 所在地

宇土市旭町500

(位置図)



(3) 構造規模

① 構造	鉄筋コンクリート造
② 規模	1部2階建
③ 延面積	764㎡
④ 建面積	744㎡
1階面積	630㎡
柔道場1面	230㎡ (128畳)
剣道場1面	230㎡
事務室他	170㎡
2階面積	134㎡ (観覧席200人収容)

(4) 施設内容

- <1階> 柔道場, 剣道場, 事務所, トイレ, 更衣室他
- <2階> 観覧席他

(5) 開館時間・休館日

- ① 開館時間 午前8時30分～午後9時30分
- ② 休館日 毎週月曜日 (祝祭日の場合は翌日の休みでない日)

年末年始 12月29日～翌年1月3日

2 建物管理の原則

宇土市武道館（以下「武道館」という。）の設置の目的及び施設の機能を充分理解の上、創意工夫を加え、より良いスポーツ環境を整え、維持管理することに努めなければならないため、以下のことに留意すること。

- (1) 市民の生涯スポーツの振興と体力の増進を図るための施設として、市民が気軽にスポーツに親しめる場を提供できるよう、利用者に対しては柔軟な対応が必要であるとともに、快適な環境の保持に努めること。
- (2) 武道館は、市民の共有財産であることを認識し、貴重な市民の税金によって運営管理されている施設であり、維持コストは、より徹底した低減を図ること。
- (3) 施設内の清潔な環境を保持するための清掃・整備は、公共財産の保全及び利用者の快適性、安全性に寄与するものであり、武道館の運営にとっても重要であることを認識して業務に従事すること。

3 設備管理業務

(1) 電気設備保安点検業務

武道館の電気設備が常に正常に利用できるよう、日頃の点検に努めること。

① 目視による点検業務

武道館の電気設備器具は、巡回をして常に正常に作動していることを目視により点検を行なうこと。

② 故障箇所は速やかに改修し、必要のない電気はこまめに消灯するなど、電力消費の低減に努めること。

(2) 消防用設備定期点検業務

消防法施行規則及び消防庁告示に基づき、法定点検を行なうものとする。

① 消防用設備の種類

消火器、非常時警報設備、誘導灯

② 点検の内容

外観目視点検、機能点検

③ 点検回数 年2回（内1回は総合点検とし、消防署へ報告）

※ 市民体育館と一体で実施

4 清掃業務

清掃業務は日常の清掃と定期的な清掃を主たる業務とし、施設を良好な環境に維持するとともに建物の保全に努める。

(1) 清掃範囲

館内全域とする。

※市民体育館と一体で実施

(2) 作業概要

① 原則として毎日清掃作業を実施する。

② 作業は予約状況を把握して、利用に支障が無い箇所から順次行なう。

(3) 作業内容

① 日常の清掃

館内全域のゴミ収集

柔道場、剣道場、廊下等のモップ掛け

玄関内外の掃き掃除及び水モップ掛け
事務室，更衣室等の清掃
館内全トイレの清掃及びペーパーの補充
ゴミの搬出
その他環境維持のため必要な作業

- ② 定期的な清掃（主に休館日の作業）
ガラス清掃（内・外）

5 その他

（1）消防計画書の作成

武道館の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止のため，消防法第 8 条第 1 項に基づく消防計画書を作成すること。

① 主な内容

- ・防火管理者（資格が必要），火元責任者の選任
- ・業務従事者の任務分担
- ・防災教育及び訓練の実施
- ・火災・震災時の避難経路図の作成
- ・訓練実施時の消防署への報告
- ・その他計画書作成に伴い消防署等からの指示ある事項

（2）職員の教育等

指定管理者は，契約開始日から委託業務に支障なく従事できるように，従事者の教育・研修等は事前に行なうこと。